

市報第12号

横浜市手数料条例等の一部改正についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令和4年5月30日横浜市手数料条例等の一部を次のとおり改正したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年9月6日

横浜市長 山中竹春

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月30日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第18号

横浜市手数料条例等の一部を改正する条例

（横浜市手数料条例の一部改正）

第1条 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第120号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同条第120号の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同条第125号の6中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同条第125号の7中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

（横浜市建築基準条例の一部改正）

第2条 横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第55条中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

(横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する  
条例の一部改正)

第 3 条 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第85条第 5 項又は第 6 項」を「第85条第 6 項又は第 7 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第44号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**参 考**

**市長専決処分事項指定の件（抜粋）**

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

- (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

**地方自治法（抜粋）**

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

